

門市地第197号  
平成27年7月15日

大阪社会保障推進協議会  
会長 井上 賢二 様

門真市長 園部 一成

### 2015年度自治体キャラバン行動・要望書について(回答)

平成27年6月8日付けで要望のありました標記の件につきまして、下記のとおり回答します。

#### 記

#### 1. 職員問題について

自治体職員の非正規化、委託化、外注などにより、自治体職員が安心して本来の責務を果たす労働条件が保障されず、結果として住民の権利保障などに支障をきたす状況にある。

特に社会保障関連職場、教育関連職場では住民のくらしやいのちに直結するため、専門性の向上は不可欠であり、本来正規職員を配置すべきである。仮に、正規職員以外の場合であっても「均等待遇」による賃金・労働条件の確保と研修の拡充により、住民の権利保障と職員の生きがいにつながるように制度構築を行うとともに、対象者に安心して助言できる職員数の確保を強く要望する。

#### 【回答】

26年4月1日に機構改革を実施し、社会情勢の変化や国の法・制度の改正、新たな行政課題に対応できる組織・機構の構築を図り、市民ニーズに即応した持続可能な市民サービスを提供できる体制を整備しております。

また、職員定数を定め、正規職員及び再任用職員の配置を行っているものの、定型業務等においては非常勤嘱託職員、臨時的な業務においては臨時的任用職員を任用しているところであります。

なお、正規職員以外の職員の賃金・労働条件等については、昨年度に賃金の増額を行い、また昨年度から今年度において、病気休暇及び夏季休暇の新設を図ってきたところであります。今後も国制度や近隣各市の動向を踏まえ対応してまいります。

#### 2. 国民健康保険・医療について

- ① 今年度から低所得者支援として全国で1700億円、大阪では150億円（大阪府談）が交付される予定であり、国、大阪府ともそれにより1人5千円の財政効果がある

(＝引下げられる)としている。この収入により保険料を引下げ、さらにこれまでに以上に一般会計独自繰り入れを行うこと。また減免については、ワーキングプア世代やこどもの多い現役世代に配慮した子ども減免(こどもの均等割は0にするなど)、低所得者減免、多子世帯・母子世帯・障害者減免などを創設・拡充すること。一部負担金減免を実際に使える制度とし、国基準のように「一時的な困窮」「入院」に限定しないこと。いずれもこれら減免制度については住民の多くは知らないことを前提にしてホームページや広報に掲載することはもちろん、チラシ・パンフレットなどを作成しあらゆる機会に住民に周知すること。(減免制度に関するチラシ、パンフなど今年度の広報物の今年度版の現物を当日参加全員にお渡しください。)

## 【回 答】

本年度より保険者支援制度が拡充されましたが、医療給付費の増加や被保険者数の減少等により27年度保険料率は、前年度並みとなっております。引き続き、収納率向上対策や特定財源確保などによる歳入確保、ジェネリック医薬品の推奨事業等による歳出抑制を積極的に行い、被保険者の負担軽減に努めます。

保険料引下げを目的とした繰り入れは困難ではありますが、19年度より保険事業対策繰入金(市条例減免分、累積赤字解消分)を繰り入れ、単年度収支を黒字としてきたところであります。

保険料減免につきましては、所得割の50%のみを減免していたものを平成21年度より均等割、平等割も減免の対象とし、それぞれ30%、22年度には、それぞれ35%と拡充しており、更なる拡充につきましては、困難であります。

一部負担金減免につきましては、23年6月1日から、国基準による制度を実施しており、広報、ホームページに掲載するなど、制度周知に努めております。

- ② 「給付と収納は別」であることを徹底し、たとえ滞納をしても施行規則第一条「特別な事情」であることを申し出れば保険証を即時発行すること。資格証明書発行や短期保険証の未交付をやめること。子どもの保険証は1年以上とし、絶対に無保険状態をつくらないこと。財産調査・差押については法令を順守し、きめ細かく面談し滞納処分をしたことによってよもや生活困窮に陥らせることがないようにすること。地方税法15条・国税徴収法153条にもとずき無財産・生活困窮状態の場合はただちに滞納処分の停止を行うこと。特に生活保護受給者については大阪府2012年3月27日付通知にもとづきただちに滞納処分の停止を行うこと。また、昨年11月の鳥取県児童手当差押事件(広島高裁松江支部)判決の趣旨を理解し、預貯金に入った場合でも差押禁止財産については差し押さえないこと。

## 【回 答】

保険料滞納世帯のうち分割納付又は納付相談を履行しない世帯に対し、資格証明書を発行することについて、負担の公平性を確保する観点から、やむを得ないと考えているものの、緊急性・長期的な入院、一定期間就労が困難な状況等で、やむを得ない事情が確認できる場合は、短期被保険者証への切り替えを行う等の柔軟な措置を講じております。

短期被保険者証の交付については、保険料の納付相談の機会の確保を目的に年4回の更新手続きを行っており、更新月には短期被保険者更新通知を発送し更新手続きの呼びかけを行っており、更新手続きをされない場合は、夜間や休日訪問等によ

り、できるだけ長期未交付とならないよう努めております。

高校生以下の子どもの被保険者証については、有効期限内に簡易書留で郵送により交付しております。

滞納処分については、期限内に納付されている方との公平・公正性を確保するため、再三の催告にも関わらず、保険料の納付がない場合に差押等を執行していますが、世帯構成、財産調査等による生活状況を勘案し、一部差し押さえも行っております。

滞納処分の停止については、地方税法第15条の7の規定により、財産調査等で生活困窮状態が確認できた場合及び生活保護を受給した場合、適宜行っております。

「鳥取県児童手当差押事件」判決は認識しており、本市においては同様の差押えは執行しておりません。また、現在行っている給与等の振込口座の差押えが直ちに違法であるとは考えておりません。

- ③ 国や大阪府から出されているこれまでの通知は毎年担当者が変わることを踏まえ、必ず年度初めには係員全員が目を通し、認識しておくよう努めること。

**【回 答】**

制度変更に伴う職員周知や研修につきましては、常時行い、市民サービスの向上に努めております。

- ④ 国保滞納者は生活困窮の場合が多々あるので、生活保護担当課とは常時連携をとるとともに、滞納処分に関わっての通知等情報の共有もしておくこと。生活保護受給者に対しては滞納処分の停止の対象となることを生活保護担当課にも周知徹底すること。滞納者は借金を抱えている場合も多いことから債務整理などのアドバイスも行うこと。

**【回 答】**

低所得者世帯及び生活保護世帯の多い本市といたしましては、個人情報には十分配慮しつつ、今後もできる限り関係各課と連携を行っていきたいと考えております。

- ⑤ 今年度からの「財政共同安定化事業」1円化による影響を明らかにしたうえでそのことにより保険料値上げをしなければならないという事態を絶対に起こさないよう大阪府に強く要望すること。

**【回 答】**

27年度からの保険財政安定化事業の対象拡大については、市町村の国保財政に多大な影響を与えることから、保険料負担が増加する市町村に対しては激変緩和のための財政支援を行うなど必要な方策を講じるよう、市長会北河内ブロックとして大阪府への要望を行っております。

- ⑥ 福祉医療助成に対するペナルティ分については国にやめるよう強く要請するとともに当面は一般会計繰入で補填すること。

**【回 答】**

地方単独事業による医療費波及増の療養給付費負担金減額分につきましては、23年度から、一般会計から国保特会へ繰入を行っておりますが、いわゆるペナルティ分につきましては、必要に応じて、大阪府を通じ、国に働きかけていきたいと考えております。

- ⑦ 無料低額診療事業を実施している最新の医療機関名簿を国保課等カウンターに常時配架すること。

【回答】

特定の医療機関名簿を配架することは困難ではありますが、健康保険課前の掲示板に「門真市かかりつけ医・在宅医療マップ」を掲示し、門真市内の医療機関等の案内をしております。

なお、窓口において、無料低額診療所の問い合わせにつきましては、近年はございません。

- ⑧ 和歌山市等が行っているように入院時食事療養費自己負担額の助成を行うこと。  
(和歌山市は半額助成)

【回答】

本市の入院時食事療養費助成としましては、こども医療助成制度において全額助成対象として実施しております。

### 3. 健診について

- ① 特定健診は国基準に上乘せして以前の一般健診並みの内容とし糖尿病、脳や心臓の血管障害等、生活習慣病とあわせ結核など病気も発見できるようにすること。費用は無料とし受診しやすいものとする。近隣自治体だけでなく、大阪府内、さらに近畿管内で受診率の高い自治体から取り組み経験などを学ぶ機会をつくること。

【回答】

20年度から始まった特定健診は、以前の市民健診の内容とほぼ同等であります。また、費用は当初から無料で実施しております。今後も引き続き特定健診の周知と、より受診しやすい体制作りに取り組んでまいります。

- ② がん検診等の内容を充実させ特定健診と同時に受診できるようにし、費用は無料とすること。

【回答】

すべてのがん検診について、集団方式と個別方式のいずれかを選択して受診することができるよう受診環境の整備を図っているところであり、特定健診の集団健診において肺がん検診の同時実施も行ってきたところです。

また、がん検診の費用は自己負担をいただいておりますが、70歳以上の方、市民税非課税または生活保護世帯の方は費用免除といたしております。また、子宮頸がん、乳がん、大腸がん検診については、特定の年齢の方および、そのうち過去に市のがん検診を受けておられない方を対象に、無料クーポン券を送付し、受診の促進

を図っております。

- ③ 特定健診・がん検診の受診率に対する分析・評価を行い、今後の対策を明らかにすること。

**【回答】**

これまで様々なPR活動や未受診者対策を講じて受診率向上に努めてきたところでありますが、引き続き、今までの受診率向上の取組みに加え、各種データ分析を行い、効果的な受診勧奨の方法を調査研究し、更なる受診率向上に努めてまいりたいと考えております。

- ④ 人間ドック助成未実施自治体はただちに制度化することと、実施している自治体は人間ドック+脳ドックの最低でも半額以上の助成とすること。

**【回答】**

国民健康保険の被保険者のうち、30歳以上で門真市国保の加入期間が1年以上に及び保険料の滞納が無く、人間ドック助成を希望する方を対象に、年に1回人間ドック助成を行っています。健診に係る費用のうち、半額を助成しており、具体的には基本健診2万円、頭部CTスキャン5,000円、頭部MRI検査8,500円を助成しているところです。

- ⑤ 日曜健診やさまざまな施設への出張検診を積極的に行うとともに、委託している医療機関の事務的な負担をできる限り軽減すること。

**【回答】**

特定健診の日曜健診につきましては、平成26年度は門真市民プラザで1回実施しております。

今年度は同会場で2回程度の実施を予定しております。

今後におきましても、出張健診実施可能な場所の確保に努め、受診しやすい体制を作りたいと考えております。

また特定健診の実施にあたっては医師会と情報交換会等を通じて、今後も引き続き事務負担の軽減を図って参りたいと考えております。

#### 4. 障害者の65歳問題について

- ① 介護保険第1号被保険者となった障害者に対しては一律に介護保険サービスを優先することなく個別ケースに応じて障害福祉サービス利用を判断するという「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係について 平成19年3月28日付通知」が出されている。しかし、厚生労働省調査では適切な運用がされていない実態が明らかとなり、平成27年2月18日に再度事務連絡が出された。こうした状況も踏まえ、本人のニーズや状況を踏まえた柔軟な支給決定を行なうこと。

**【回答】**

障害者総合支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係につつまし

ては、27年2月18日に厚生労働省より、再度の事務連絡が発出される前より適切に運用しており、65歳に到達する3ヶ前に電話にて確実に介護保険への移行の案内を行うことによって、障がい福祉サービス利用者の介護保険制度の円滑な利用に努めております。

また、その際、65歳に到達した在宅の障がい者につきましては、利用を希望している障がい福祉サービスに関する具体的な内容を聴き取った上で、必要としている支援内容を介護保険サービスにより十分受けることが可能か否かを適切に判断し、希望しているサービス内容や機能から、介護保険サービスには相当するものがない障がい福祉サービス固有のものとして認められるもの（同行援護、行動援護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援等）につきましては、引き続き、障がい福祉サービスの支給が可能な旨の説明を行っております。

- ② 障害者の福祉サービスと介護サービス利用は原則無料とし、少なくとも住民税非課税世帯は65歳を超えても無料とすること。

**【回答】**

住民税非課税世帯の方が65歳到達以降も引き続き、障がい福祉サービスを利用される場合の利用料は無料となります。

なお、介護保険サービスの利用につきましては、原則として、サービスにかかった費用の1割（一定以上所得者は27年8月から2割）を負担することになっておりますが、所得に応じて、利用料の負担上限額が定められており、上限を超えた場合、申請により、超えた分を「高額介護サービス費」として支給しております。

**5. 生活保護について**

- ① ケースワーカーについては「福祉専門職」採用の正規職員で、最低でも国の基準どおりで配置し法令違反をしないこと。ケースワーカーの研修を重視すること。窓口で申請者に対して申請権侵害など人権無視の対応は行わないこと。

**【回答】**

ケースワーカー1人あたりのケース数は標準数と比較して上回る現状にあることから、人事異動において正規職員をはじめ再任用職員や非常勤職員も活用した人員体制の強化を図るとともに、26年4月1日に実施した機構改革において、保護課と保護総務課に課を分割することで職員がケースワークに専念できる体制を整える等、ケースワーカーの負担の軽減に努めているところであります。また、専門的知識を有する社会福祉士などの正規職員を必要に応じ採用・配属しており、引き続き、生活保護行政の体制確保に努めていきたいと考えております。

26年度の課内研修については、新任ケースワーカーだけではなく、現任ケースワーカーや査察指導員に対しても実務的な研修を行いました。また、守口保健所との共催による研修や、キャリアカウンセラーによる就労支援内容についての研修及び生活保護査察指導員全国研修会にも参加しています。

今年度もケースワーク業務を円滑に行える研修体制を確立しており、窓口等で懇切丁寧な態度で接するよう指導しております。

窓口等での対応に人権無視の対応はないものと認識しておりますが、今後も引き続き、接遇や人権に対する意識向上を図った研修や指導を行ってまいります。

- ② 自治体で作成している生活保護の「しおり」は生活保護利用者の権利性を明記し制度をわかりやすく説明したものにする。こと。「しおり」と申請書はカウンターなどに常時配架すること。(懇談当日に「しおり」「手引き」など作成しているものの全てと申請用紙を参加者全員にご配布ください)。

【回 答】

「生活保護のしおり」については、すべての文字にルビを付け、保護受給者の権利と義務関係等をわかりやすく明記しており、申請時に手渡しております。

- ③ 申請時に違法な助言・指導はしないこと。2013年11月13日に確定した岸和田市生活保護訴訟をふまえ、要保護者の実態を無視した一方的な就労指導の強要はしないこと。就労支援の一環として各自治体が仕事の間を確保すること。

【回 答】

本市では、申請時に違法な助言・指導は行っておりません。

また、現在、本市においては、門真市就労支援プログラムとして、門真市就労支援促進事業、門真市就労意欲喚起事業及びハローワークとの連携による生活保護受給者等就労自立促進事業を展開しているところであり、今後も、保護受給者の稼働能力を的確に把握の上、保護受給者の状況に応じた適切な指導と就労支援を行うことで、自立を一層助長してまいりたいと考えております。

- ④ 通院や就職活動などのための移送費（交通費）を法令通り支給すること。移送費については「しおり」「手引き」に明記すること。

【回 答】

通院時の移送費については、「生活保護法による医療扶助運営要領」に基づき、適切に支給しております。

求職活動時の移送費（交通費）については、ケースワーカーの指示又は指導を受けて、熱心かつ誠実に求職活動を行った場合、必要な交通費についての実費支給は可能であり、保護受給者に対しては、必要に応じて移送費の説明を行い、「生活保護のしおり」にも明記しております。

- ⑤ 国民健康保険証なみの医療証を国でつくるよう要望すること。当面、休日、夜間等の福祉事務所の閉庁時や急病時に利用できる医療証を発行すること。以上のことを実施し生活保護利用者の医療権を保障すること。西成区のような「通院医療機関等確認制度」は導入せず、健康悪化を招く事態をつくらないこと。

【回 答】

本市におきましては、保護受給者が指定医療機関へ受診の際の利便性を図るため、21年10月より「生活保護受給者証」を年に2回、発行し、市役所が閉庁している休日や夜間の時間帯に受診が必要となった場合には、同受給者証を医療機関に提示していただければ、速やかに診療が受けられることになっております。

また、医療機関に対しましても、門真市医師会を通じまして、同受給者証の取扱いについて説明をさせていただいております。

- ⑥ 自動車の保有を認めること。枚方生活保護自動車保有訴訟の判決内容を実施機関に徹底すること。

【回答】

自動車の保有については、原則として、認めることはできませんが（「生活保護のしおり」に記載しております）、自動車以外で通勤することがきわめて困難な場合や障がい者の通院等のために定期的に利用され、障害の状況により利用し得る公共交通機関が全くないか又は公共交通機関を利用することが著しく困難であり、自動車以外で通院等を行うことがきわめて困難であることが明らかであって、自動車の処分価値が小さい場合等に限り、例外的に保有を認めております。

- ⑦ 警察官 OB の配置はやめること。尾行・張り込みや市民相互監視をさせる「適正化」ホットライン等を実施しないこと。

【回答】

近年、ケースワーカーに対する脅迫、暴力に及ぶ事例が全国的に多発していることから、ケースワーカーの精神的負担の軽減の為、警察OBの配置は必要であると考えております。

また、生活保護情報専用ダイヤルについては、生活保護行政の適正実施の取り組みの一環として、生活保護費の不正受給に関する情報だけでなく、貧困ビジネスに関する情報、真に生活に困窮している方の情報など、生活保護に関する市民の皆様からの情報提供窓口として、設置しております。

なお、不正受給等の事案については、通常のケースワーク業務では発見が困難なことがあることから、専用ダイヤル等を通じて寄せられる市民の皆様からの貴重な情報を基に、ケースワーカーと適正化推進支援員が連携して、迅速かつ組織的に事実関係の確認調査を行うことが必要であるとと考えております。

- ⑧ 介護扶助の自弁を強要しないこと。ケースワーカーがケアプランへの不当な介入を行ったり指導をしないこと。

【回答】

本市では介護扶助の自弁を強要するようなことはいたしておりません。

また、介護扶助については、平成24年4月からケアマネージャー資格を有する非常勤嘱託職員を2名採用し、サービス担当者会議の出席、ケアプランのチェック等、保護受給者に対して、介護サービスが適正に実施されるような体制を確立しています。

## 6. 子育て支援・一人親家庭支援・子どもの貧困解決にむけて

- ① こども医療費助成制度は、2014年4月段階で1) 全国1742自治体中986自治体(56.4%)が完全無料、2) 1373自治体(78.8%)が所得制限なし、3) 930自治体(53.4%)が通院中学校卒業まで、201自治体(11.6%)が高校卒業までであり、現時点ではさら



に進んでいることが予想される。一方、大阪では今年度寝屋川市と豊能町が高校卒業までとしたものの、この3要件を全てクリアしている自治体は1つもない。一刻も早く、外来・入院とも高校卒業まで、現物給付で所得制限なし、無料制度とすること。さらに大阪府に対して全国並み(通院中学校卒業まで・完全無料・一部負担無し)拡充をすすめるよう強く要望すること。

**【回 答】**

本市においては、子育て世帯の経済的な負担の軽減と子どもの健康の保持増進を図るため、従来より所得制限は設けず実施し、これまで段階的に対象年齢の拡充をすすめており、直近では25年10月に入院のみを小学校6年生までに、本年10月からは通院を小学校6年生までに、入院を中学校3年生までに拡充いたします。

また、今後もさまざまな機会を捉えて大阪府に制度拡充の要望を行うとともに、さらなる対象年齢の拡充につきましては、本市の財政状況及び国・府及び府内各市の動向を踏まえながら検討してまいります。

② 妊婦検診を全国並み(14回、11万円程度)の補助とすること。

**【回 答】**

妊婦健康診査におきましては、国の示す標準的な検査項目を勘案するとともに、市内医療機関の実施状況を考慮し、26年度から公費負担額を62,290円から10万円へ増額し、妊婦健康診査の充実に努めてきております。

③ 就学援助の適用条件については「生活保護基準×1.3以内」より高いものとし所得でみる。また持家と借家で差をつける基準は廃止すること。通年手続きが学校以外でもできるようにすること。第1回支給月は出費のかさむ4月にできるだけ近い月とするために保育料と同様に年末調整や確定申告書の写しを使い、年明け早々からの申請とすること。一昨年8月からの生活保護基準引下げの影響が出ないようにすること。

**【回 答】**

本市では、所得金額が生活保護基準ではなく、市独自の認定基準額以下の世帯に対して認定しており、生活保護基準引下げの影響はありません。また、持家と借家で差をつける基準は設けておりません。

なお、申請の受け付けは教育委員会でも行っております。

第1回支給月は、6月の税の決定に基づき認定し、支給処理となるため、9月より早い支給は困難です。

申請については、4月1日の在籍を確認し申請書等を配布するため、4月8日から1月末日までの現状通りとなります。

④ 「新婚家賃補助」「子育て世代家賃補助」「一人親世帯家賃補助」など若い世代の実質賃金を上げる施策としての多彩な家賃補助の制度化を図ること。独自の「こども手当」など現金支給制度を実施し、子育て世代の生活支援を行うこと。

**【回 答】**

市独自の「こども手当」などの現金支給制度の実施につきましては、本市の財政状況を鑑みると困難でありますため、本市の子育て世代の生活支援としまして、まずは、こども医療助成の拡充に向けて検討をすすめて、子育て世帯の経済的な負担軽減と子どもの健康保持増進を図ってまいります。

「新婚家賃補助」及び「子育て世代家賃補助」「一人親世帯家賃補助」の制度化につきましては、若い世代の実質賃金を上げる施策として有効な方策かどうかも含め、調査研究してまいりたいと考えております。

- ⑤ 中学校給食は自校式・完全給食・全員喫食とし、ランチボックス（業者弁当）方式はやめ子どもにとって栄養のある豊かなものとする。また、小学校・中学校においては子どもの食事調査（三食食べているか、何を食べているのか等）を行い、その結果必要であればモーニングサービス（パン、バナナ、ヨーグルトなど簡単なもの）の導入を検討すること。

**【回答】**

中学校給食につきましては、自校式・完全給食・全員喫食としております。子どもの食事調査につきましては、毎年、全国学力・学習状況調査において小学校6年生、中学校3年生の朝食喫食状況を調査しており、引き続き実態の把握に努めてまいります。

- ⑥ 「子どもの貧困対策推進法」および「子どもの貧困対策に対する大綱」を受けて、特にシングルマザー世帯などに対する生活支援施策の具体化を行うこと。

**【回答】**

シングルマザーを含むひとり親家庭への生活支援や経済的支援等の支援策につきましては、国の「子供の貧困対策に関する大綱」におきましても、調査・研究の実施に向けた検討が重点施策として位置づけられております。本市といたしましても、国・府及び他市の動向を踏まえつつ、本市の状況を見極めた上で必要な施策を検討してまいりたいと考えております。

- ⑦ 公立幼稚園・保育所の統廃合はやめること

**【回答】**

本年3月に策定いたしました「門真市子ども・子育て支援事業計画」の進行管理を通じて、待機児童数をはじめ、就学前の教育・保育を利用される方の動向把握等を行った上で、公立幼稚園及び保育所のあり方を検討し、適正な配置に努めてまいります。